

## 【外交・防衛委員会】

### (1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された案件は、条約11件（うち本院先議5件）及び内閣提出法律案2件であり、条約11件を承認し、法律案2件を可決した。

また、本委員会付託の請願3種類5件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

**就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）**は、昭和48年6月にジュネーブで開催された国際労働機関の総会において採択されたものであり、15歳及び義務教育終了年齢に達していない者の就業を原則として禁止し、13歳以上15歳未満の者による軽易労働への就業を認める際の要件等について定めるものであり、委員会においては、我が国が現在まで本条約を批准しなかった理由、18歳未満の就業が原則禁止される危険有害業務の具体例、最悪形態の児童労働の即時廃止に関するILO第182号条約の批准目途等について質疑を行い、全会一致で承認した。

**著作権に関する世界知的所有権機関条約**は、平成8年12月に作成されたものであり、近年における情報のネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて著作物が世界中に容易に送受信されるようになったこと、著作物の完全な複製物が容易に作成されるようになったこと等を踏まえ、著作権を一層効果的に保護するための手続等について定めるものであり、委員会においては、本条約作成の背景と発効の見通し、技術的手段による著作権侵害行為の取り締まり状況、海賊版の防止対策等について質疑を行い、全会一致で承認した。

**万国郵便連合憲章の第6追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約、並びに郵便送金業務に関する約定**は、いずれも昨年9月、北京で開催された万国郵便連合の第22回大会議で作成されたものである。このうち、第6追加議定書等は、連合の基本文書である万国郵便連合憲章を改正するとともに、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものであり、また、郵便送金業務約定は、現行の関連約定を統合するとともに、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えた上で更新するものである。委員会においては、通信手段が多様化した中での万国郵便連合の役割、我が国における通常郵便物の取扱量及び郵便送金業務の利用状況、分担金滞納国の現状と改善見通し、児童ポルノ等の郵送防止策等について質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

**社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定**は、我が国と英国との間の人的交流に伴って発生する、公的年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行うものであり、委員会においては、我が国における社会保障協定の締結状況とその促進、保険期間の通算に関する今後の日英協議、米国との社会保障協定締結交渉の経緯と見通し等について質疑を行い、全会一致で承認した。

**国際原子力機関憲章第6条の改正**は、同機関の理事会において加盟国が公平に代表され

ることを確保するため、理事国の数を増加するとともに、その地理的配分を変更することを目的とするものであり、委員会においては、NPT再検討会議の現状と我が国の立場、IAEA理事会の構成を見直す背景、改正の発効見通し、イスラエルをIAEAの地域グループに属させる意味等について質疑を行い、全会一致で承認した。

国際移住機関憲章の改正は、同機関が難民の輸送等のサービスを一層効果的に提供できるようにするため、機関の組織を強化し、機関における意思決定方式を簡素化することを目的とするものであり、委員会においては、国際移住機関と国連難民高等弁務官事務所との役割の違い、憲章を改正する背景等について質疑を行い、全会一致で承認した。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書は、WTO協定に含まれる我が国の譲許表に関し、医薬品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するものであり、委員会においては、コメ関税化のための譲許表修正の見通し、森総理のG8諸国訪問時におけるWTO次期交渉についての協議等について質疑を行い、全会一致で承認した。

保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定は、便宜置籍船に対する規制を強化することによって、公海における漁業資源の保存管理措置の実効性を確保することを目的とするものであり、漁船に関する旗国の責任、情報の交換等について規定している。委員会においては、協定の作成経緯と発効見通し、便宜置籍船に対する規制強化の実効性、まぐろ類の輸入規制とWTO協定との整合性等について質疑を行い、全会一致で承認した。

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約、及び1955年9月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第4議定書は、いずれも国際航空運送における契約当事者の権利義務関係、運送人の責任、損害賠償の範囲等について規定するものである。このうち、「モントリオール第4議定書」は、国際航空運送に関するワルソー条約等の貨物に関する規定が、その後の情勢にそぐわなくなったことを踏まえ、その内容を改めるため、昭和50年9月に作成されたものである。また、「国際航空運送規則の統一に関する条約」は、ワルソー条約に関連する従来の条約、議定書等の内容を、今日の国際航空運送の実態に合わせて近代化し、統合するため、昨年5月に作成されたものである。委員会においては、いずれも全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、ナイジェリアの首都機能の移転に伴い、在ナイジェリア日本国大使館をラゴスからアブジャに移転すること、ロシアのサハリンに在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額の改定を行うこと等について定めるものであり、委員会においては、研修員の給与体系と研修員手当の額の妥当性等について質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、陸上自衛隊の研究本部の新設、第12師団の旅団への改編、特別警備隊員手当の新設、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等を行おうとするものである。委員会においては、海上自衛隊に設置される特別警備隊の法的根拠、民間企業等に再就職した任期制自衛官の年金調整、陸上自衛隊の違法射撃事件

等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月22日、国の安全保障、日中・日韓漁業協定、出入国問題等に関する実情調査について派遣委員の報告を聴取し、外交に関する諸問題について、特命全権大使ペルー国駐筈木谷隆君、特命全権大使サウディ・アラビア国駐筈大島正太郎君、特命全権大使軍縮会議日本政府代表部在勤登誠一郎君から所信を聴取した後、質疑を行った。

3月9日、河野外務大臣及び瓦防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

3月14日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

3月21日、河野外務大臣及び瓦防衛庁長官からコーエン国防長官との会談等について報告を聴取した後、台湾総統選、沖縄サミット、中国のWTO加盟、自衛隊員等による違法射撃事案、神環境、防衛庁本庁舎移転、NECの過大請求事案、交戦規則、防衛庁の国防省昇格等の諸問題について質疑を行った。

3月23日、中国・台湾問題をめぐるアジア情勢について、参考人として、東京外国語大学外国語学部教授井尻秀憲君、慶應義塾大学法学部教授国分良成君、防衛研究所第二研究部長高木誠一郎君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

4月13日、河野外務大臣からペルー国軍人による日本人学生殺害事件について報告を聴取した。

4月20日、朝鮮半島情勢について、参考人として、慶應義塾大学法学部教授小此木政夫君、静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

同日、河野外務大臣から朝鮮半島情勢について説明を聴取した後、質疑を行った。

4月27日、瓦防衛庁長官から違法射撃事案に関する調査及び日本電気株式会社による過大請求事案に係る返還請求について報告を聴取した。

なお、3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）、外務省所管及び内閣府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について審査を行い、佐世保港混在施設の棲み分け、「思いやり予算」に関する国民への説明、米軍機低空飛行訓練の事前通告制導入、神環境問題、最近のコソボ情勢、米軍横田基地騒音訴訟判決に基づく賠償支払い、日朝国交正常化交渉の今後の段取、防衛庁の国防省昇格、防衛調達に係るNEC水増し請求事件の処理経緯、米軍機の石垣空港着陸、日米地位協定の改定提起、EU緊急対応部隊創設の動向、コーエン米国防長官の訪越、防衛庁のミサイル艇入札、在日米軍の光熱水料等の負担、米軍人等のNHK受信料未払い等の諸問題について質疑を行った。

また、3月30日には、防衛庁市ヶ谷地区新庁舎を、4月18日には、海上自衛隊厚木航空基地及び在日米海軍厚木基地を、5月18日には領域警備等の海上保安業務に関する実状調査のため、横浜海上防災基地をそれぞれ視察した。

## (2) 委員会経過

### ○平成12年2月22日（火）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 外交に関する件について大島特命全権大使、登特命全権大使及び木谷特命全権大使に対し質疑を行った。

### ○平成12年3月9日（木）（第2回）

- 外交の基本方針に関する件について河野外務大臣から、国の防衛の基本方針に関する件について瓦防衛庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

### ○平成12年3月14日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、東外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成12年3月15日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）、外務省所管及び内閣府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁））について河野外務大臣、瓦防衛庁長官及び長峯総理府政務次官から説明を聴いた後、同長官、同大臣、東外務政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。  
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）について河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

### ○平成12年3月21日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）を承認すべきものと議決した。

(閣条第5号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由  
反対会派 なし  
欠席会派 二連

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 台湾総統選に関する件、沖縄サミットに関する件、中国のWTO加盟問題に関する件、自衛隊員等による違法射撃事案に関する件、いわゆる神環境問題に関する件、防衛庁本庁舎移転に関する件、NECの過大請求事案に関する件、交戦規則に関する件、防衛庁の国防省昇格問題に関する件等について互防衛庁長官、河野外務大臣、東外務政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官、西川防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成12年3月23日(木)(第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中国・台湾問題をめぐるアジア情勢に関する件について参考人東京外国語大学外国語学部教授井尻秀憲君、慶應義塾大学法学部教授国分良成君及び防衛研究所第二研究部長高木誠一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)について河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣条第11号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連  
反対会派 なし

- 万国郵便連合憲章の第6追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)  
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)  
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成12年3月28日(火)(第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 万国郵便連合憲章の第6追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)  
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)  
以上両件について河野外務大臣、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第9号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連  
反対会派 なし

(閣条第10号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月30日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
  - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
- （閣法第10号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連  
反対会派 なし

○平成12年4月13日（木）（第9回）

- ペルー国軍人による日本人学生殺害事件に関する件について河野外務大臣から報告を聴いた。
  - 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）について河野外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、江崎外務政務次官、山本外務政務次官及び西川防衛政務次官に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
- （閣条第8号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参グ、二連  
反対会派 なし

○平成12年4月20日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 朝鮮半島情勢に関する件について参考人慶應義塾大学法学部教授小此木政夫君及び静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 朝鮮半島情勢に関する件について河野外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月25日（火）（第11回）

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について瓦防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月27日（木）（第12回）

- 違法射撃事案に関する調査報告及び日本電気株式会社による過大請求事案に係る返還

請求に関する件について瓦防衛庁長官から報告を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、西川防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第18号） 賛成会派 自保、民主、明改、参ク、二連  
反対会派 共産、社民

#### ○平成12年5月9日（火）（第13回）

- 国際原子力機関憲章第6条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上3件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成12年5月11日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際原子力機関憲章第6条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上3件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第2号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連  
反対会派 なし  
（閣条第3号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連  
反対会派 なし  
（閣条第4号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連  
反対会派 なし

#### ○平成12年5月16日（火）（第15回）

- 保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月18日（木）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。  
（閣条第1号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連  
                  反対会派 なし

○平成12年5月23日（火）（第17回）

- 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）  
1955年9月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第4議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）  
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月25日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）  
1955年9月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第4議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）  
以上両件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官、西川防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。  
（閣条第6号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連  
                  反対会派 なし  
（閣条第7号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連  
                  反対会派 なし

### (3) 成立議案の要旨

保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

#### 【要 旨】

従来より、特定の漁業条約の締約国の漁船が、当該条約の非締約国又は漁船登録制度及び漁業管理制度が未整備の他の締約国に便宜的に船籍を移し（便宜置籍）、条約による規制を免れて操業を行う事例が見受けられ、これにより漁業条約の実効性が損なわれることが問題とされてきた。

こうした状況を受け、公海における漁業資源の保存管理措置の実効性を確保する上で、便宜置籍漁船の規制を強化することが不可欠であるとの認識が高まり、1993年（平成5年）2月に国際連合食糧農業機関（以下「機関」という。）専門家会議において、新たな条約の策定作業が開始され、同年11月、機関の第27回総会で本協定が採択された。この協定は、前文及び本文16箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、公海における漁獲に使用され又は使用されることを目的とするすべての漁船について適用する。
- 2 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が保存及び管理のための国際的な措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。
- 3 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、当該漁船が公海における漁獲に使用されることにつき自国の適当な当局が承認を与えない限り、当該漁船が公海における漁獲に使用されることを認めない。承認を受けた漁船は、当該承認の条件に従って漁獲を行う。
- 4 締約国は、以前に他の締約国において登録されていた漁船で、保存及び管理のための国際的な措置の実効性を損なったものが公海における漁獲に使用されることを、一定の場合を除き、承認しない。
- 5 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が、容易に当該漁船を識別することができるような標識を付することを確保する。
- 6 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船から当該漁船の操業に関する情報、特に操業区域並びに採捕及び陸揚げの量に関連するものが提供されることを確保する。
- 7 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船でこの協定の規定に違反する行動をとるものに対する取締措置をとる。重大な違反に関しては、制裁として、公海における漁獲を行うことの承認の拒否、停止又は取消しを含める。
- 8 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、公海における漁獲に使用されることを承認された漁船を記載する漁船記録を保持する。
- 9 締約国は、漁船記録に記載する漁船のそれぞれについての情報を機関の利用に供する。機関は、提供された情報を、すべての締約国に対して配布する。
- 10 締約国は、他国の漁船が保存及び管理のための国際的な措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由を有するに至った場合には、当該他国に対して十分な証拠を提供して注意を喚起する。

- 11 締約国は、この協定の締約国でない国に対してこの協定を受諾するように奨励し、また、いずれの非締約国に対してもこの協定に合致する法令を制定するよう奨励する。
- 12 この協定は、機関の事務局長が25番目の受諾書を受領した日に効力を生ずる。

### 国際原子力機関憲章第6条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）

#### 【要 旨】

国際原子力機関（以下「機関」という。）は、全世界における平和、保健及び繁栄に對する原子力の貢献を促進すること並びに機関を通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、国際原子力機関憲章（以下「憲章」という。）に基づき1957年（昭和32年）7月に設立された（現在加盟国数は130箇国。我が国は、同年に憲章を締結し、機関の原加盟国となった。）。機関においては、その加盟国の増加に伴いこれまで3回にわたる憲章第6条の改正により理事会の構成の見直しが行われてきたが、原子力技術の進歩した国も含め機関の加盟国が着実に増加してきたことを踏まえ、近年、理事国数の増加も含め理事会の構成を見直す必要性が認識されるようになった。これを受け、1999年（平成11年）10月、ウィーンで開催された機関の総会において、各加盟国をいずれかの地域に割り当てるすべての加盟国の表が作成されることを条件として理事国数を実質的に8箇国増加させるとともに、その地理的配分を変更することを目的とする本改正が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 任期の終了する理事会が指定する理事国の構成について、現行では原子力技術の最も進歩した10箇国及び世界8地域の中でこれら10箇国が含まれない地域のそれぞれにおいて原子力技術の最も進歩した1箇国とされているところを、原子力技術の最も進歩した18箇国（北アメリカより2箇国、ラテン・アメリカより2箇国、西ヨーロッパより4箇国、東ヨーロッパより2箇国、アフリカより2箇国、中東及び南アジアより2箇国、東南アジア及び太平洋より1箇国、極東より3箇国）に改める。
- 2 総会が選出する理事国の数を22箇国から25箇国に改め、再選禁止の規定を廃止する。
- 3 新たな理事会の構成に関する前記1及び2に係る規定は、憲章第18条Cに定める要件（全加盟国の3分の2がそれぞれ自国の憲法上の手続に従って受諾）が満たされ、かつ、各加盟国を憲章第6条A1に掲げる地域のいずれかに割り当てるすべての加盟国の表を理事会が10分の9の多数により採択した後、総会が10分の9の多数により確認した時に効力を生ずる。
- 4 前記3のすべての加盟国の表の変更は、理事会及び総会のそれぞれ10分の9以上の多数による議決及び当該変更が影響を与える地域内での合意を要する。

なお、この改正は、憲章第18条Cの規定により、全加盟国の3分の2がそれぞれ自国の憲法上の手続に従って受諾し、かつ、各加盟国を憲章第6条A1に掲げる地域のいずれかに割り当てるすべての加盟国の表を理事会が採択し、総会が確認した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

## 国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）

### 【要旨】

東西冷戦の終結に伴い、民族的、宗教的対立が各地で表面化し、世界の難民数が急増したこと等を受け、1990年代後半に入り、難民の輸送等に係る業務を全世界的に行うこと等を目的とする国際移住機関（以下「機関」という。）の憲章を改正し、機関の組織及び運営を抜本的に改革する必要性が認識されるようになった。

これを受け、1997年（平成9年）の機関の理事会決議に基づき設置された作業部会において、憲章の改正が検討された結果、1998年（平成10年）11月にこの改正が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 新たに機関の加盟国となる際の条件として、当該国によりその「憲法上の手続に従って」憲章が受諾されることを追加する。
- 2 分担金の支払が延滞している加盟国は、未払の額が当該年度に先立つ2年間の分担金の額以上となる場合には、その延滞について理事会が通報を受けた後1年で、一定の要件に従い投票権を失う。
- 3 事務局長及び事務次長の再選を1回に制限する。
- 4 憲章の根本的な変更又は加盟国に対する新たな義務を伴う改正は、理事会の構成国の3分の2によって採択され、かつ、加盟国の3分の2により各自の憲法上の手続に従って受諾された時に効力を生ずる。これら以外の改正は、理事会の3分の2以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。
- 5 執行委員会を廃止する。
- 6 この改正は、憲章第30条2の規定により、加盟国の3分の2によって各自の憲法上の手続に従って受諾された時に効力を生ずる。

## 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

### 【要旨】

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品等の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、1999年（平成11年）12月20日、ジュネーヴにおいて作成された。前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国の譲許表の修正及び訂正は、1980年（昭和55年）3月26日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- 2 この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。
- 3 我が国の譲許表（第38表）の修正及び訂正
  - (1) 医薬品及びその中間原料の関税撤廃の対象産品の2回目の見直しによって追加される産品を掲げるため、我が国の譲許表（第38表）の附属書中の付表I B、付表II B及

び付表ⅣBの次にそれぞれ付表ⅠC、付表ⅡC及び付表ⅣCを加える。

- (2) 2回目の見直しによって追加される主要な産品は、付表ⅠCに掲げられる221品目、付表ⅣCに掲げられる355品目である。

### 就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求める件（閣条第5号）（先議）

#### 【要旨】

国際労働機関は、その設立当初から児童の保護をその主要な目的の1つとして掲げ、1919年（大正8年）の第1回総会以降1965年（昭和40年）の第49回総会までの間に、特定の経済部門において就業が認められるための最低年齢を定めた10の条約を採択した。これらの条約において、就業が認められるための最低年齢は、14歳又は15歳と設定され、特に過酷な労働については、さらに高い年齢が設定された。

その後、児童労働のすべての経済部門について就業の最低年齢に係る一律の基準を適用する必要性が認められたことから、1973年（昭和48年）の第58回総会において、これまでの関連条約を統合する一般的な条約としてこの条約が採択され、1976年（昭和51年）6月19日に発効した。

この条約は、児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、すべての経済部門において就業が認められるための最低年齢等について定めたものであり、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 加盟国は、児童労働の実効的な廃止の確保及び就業が認められるための最低年齢の漸進的な引き上げを目的とする国内政策の遂行を約束する。
- 2 加盟国は、批准に際して付する宣言において、自国の領域内及びその領域内で登録された輸送手段における就業が認められるための最低年齢を明示する。当該最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも15歳を下回ってはならない。

なお、我が国は、当該最低年齢を15歳と明示する予定である。

- 3 年少者の健康、安全又は道徳を損なうおそれのある業務については、就業が認められるための最低年齢は、18歳を下回ってはならない。ただし、関係労使団体と協議した上で、年少者が適切な指導又は職業訓練を受けたこと等を条件として、16歳からの就業については、国内法令又は権限のある機関により認めることができる。
- 4 権限のある機関は、関係労使団体と協議した上で、特殊かつ実質的な適用上の問題が生ずる限られた種類の業務についてこの条約を適用しないことができる。

なお、我が国は次のものについてこの条約を適用しないこととする予定である。

- (1) 労働基準法の適用から除外されている同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人
  - (2) 船員法の適用から除外されている同一の家庭に属する者のみを使用する船舶
  - (3) 平成10年の労働基準法の改正により、本年4月1日より軽易な労働に係る最低年齢が満12歳から満13歳に引き上げられることに伴う経過措置
- 5 経済及び行政機関が十分に発達していない加盟国は、関係労使団体と協議した上で、当面はこの条約を適用する範囲を限定することができる。

- 6 この条約は、訓練施設等において児童が一定の条件に従って行う労働であって、訓練等の課程の不可分の一部であるものについては、適用しない。
- 7 一定の要件を満たす軽易な労働については、国内法令において、13歳以上15歳未満の者による就業を認める旨を定めることができる。
- 8 権限のある機関は、関係労使団体と協議した上で、芸術的な演劇への出演等を目的とする就業については、個々の事案について与える許可書により、2に規定する就業の禁止に対する例外を認めることができる。
- 9 権限のある機関は、この条約の効果的な実施を確保するため、すべての必要な措置をとる。

## 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

### 【要 旨】

1929年（昭和4年）にポーランドのワルソーにおいて、国際航空運送における契約当事者の権利義務関係、運送人の責任、損害賠償の範囲等に関する規則を定めた「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「ワルソー条約」という。）が作成され、また、第二次世界大戦後の航空運送事業の飛躍的な発展等を踏まえ、1955年（昭和30年）にヘーグにおいて、ワルソー条約を改正する議定書（ヘーグ議定書）が作成された。

その後、これらの条約等は、部分的に改正、補足等が行われたが、規定の一部が近年の国際航空運送をめぐる情勢にそぐわないものとなってきたため、国際民間航空機関（以下「機関」という。）において新たな条約の作成につき検討が行われた結果、1999年（平成11年）5月28日、モントリオールにおいて開催された機関主催の国際会議で本条約が採択された。この条約は、従来に関連条約等の内容を今日の国際航空運送の実態に合わせて近代化し、統合するものであり、前文、本文57箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、航空機により有償で行う旅客、手荷物又は貨物の国際運送及び航空運送企業が無償で行う国際運送について適用する。
- 2 旅客の運送については、一定の事項を記載した運送証券が交付される。運送証券の交付に替えて、その記載事項に係る情報を保存する他の手段を用いることができる。
- 3 貨物の運送については、一定の事項を記載した航空運送状が交付される。航空運送状の交付に替えて、運送についての記録を保存する他の手段を用いることができる。
- 4 運送人は、旅客の死亡又は身体の傷害の場合における損害については、原因となった事故が航空機上で又は乗降のための作業中に生じたものであることのみを条件として、責任を負う。
- 5 運送人は、貨物の破壊、滅失又はき損の場合における損害については、原因となった事故が航空運送中に生じたものであることのみを条件として、責任を負う。ただし、損害が貨物の固有の欠陥又は性質等の原因から生じたものであることを証明する場合には、運送人はその範囲内で責任を免れる。
- 6 運送人は、旅客、手荷物又は貨物の航空運送における延着から生じた損害について責任を負う。ただし、運送人は、損害を防止するために合理的に要求されるすべての措置

をとったこと又はそのような措置をとることが不可能であったことを証明する場合には、責任を負わない。

- 7 運送人は、旅客の死亡又は身体の傷害の場合における損害に関し、各旅客につき10万特別引出権（以下「SDR」という。）までの賠償については、その責任を排除し又は制限することができず、10万SDRを超える損害については、損害が運送人側の過失又は不当な作為若しくは不作為によって生じたものではないこと等を自ら証明する場合には、10万SDRを超える部分の賠償については、責任を負わない。
- 8 旅客の延着から生ずる損害の場合には、各旅客についての運送人の責任は、4,150SDRを限度とする。
- 9 手荷物の破壊、滅失、き損又は延着の場合における運送人の責任は、各旅客につき1,000SDRを限度とする。
- 10 貨物の破壊、滅失、き損又は延着の場合における運送人の責任は、重量1キログラム当たり17SDRを限度とする。
- 11 8及び9は、運送人側が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生ずるおそれがあることを知りながら行った行為により損害が生じたことが証明される場合には、適用しない。
- 12 損害賠償についての訴えは、原告の選択により、いずれか一の締約国の領域において、運送人の住所地、運送人の主たる営業所若しくはその契約を締結した営業所の所在地の裁判所又は到達地の裁判所のいずれかに提起しなければならない。
- 13 旅客の死亡又は傷害から生じた損害についての損害賠償の訴えは、12の裁判所のほか、事故の発生の際に旅客が主要かつ恒常的な居住地を有していた締約国の領域における裁判所に提起することができる。
- 14 損害賠償を請求する権利は、到達地への到達の日、航空機が到達すべきであった日又は運送の中止の日から起算して2年の期間内に訴えが提起されない場合には、消滅する。
- 15 この条約は、30番目の批准書等が寄託された日の後60日目の日に効力を生ずる。

1955年9月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第4議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

#### 【要 旨】

1929年（昭和4年）にポーランドのワルソーにおいて、国際航空運送における契約当事者の権利義務関係、運送人の責任、損害賠償の範囲等に関する規則を定めた「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「ワルソー条約」という。）が作成され、また、第二次世界大戦後の航空運送事業の飛躍的な発展等を踏まえ、1955年（昭和30年）にヘーグにおいて、ワルソー条約を改正する議定書（ヘーグ議定書）が作成された。

その後、これらの条約等の貨物運送に関する規定は、貨物の国際航空運送事業をめぐる情勢にそぐわないものとなってきたため、国際民間航空機関（以下「機関」という。）において検討が行われた結果、1975年（昭和50年）9月25日、モントリオールにおいて開催された機関主催の国際会議で本議定書が採択された。この議定書は、既存の関連条約等の内容を改正するものであり、前文、本文25箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおり

である。

- 1 貨物の運送については、一定の事項を記載した航空運送状が交付される。航空運送状の交付に替えて、運送についての記録を保存する他の手段を用いることができる。
- 2 運送人は、貨物の破壊、滅失又はき損の場合における損害については、原因となった事故が航空運送中に生じたものであることのみを条件として、責任を負う。ただし、損害が貨物の固有の欠陥又は性質等の原因からのみ生じたものであることを証明する場合には、運送人は責任を免れる。
- 3 貨物の運送については、運送人の責任は、重量1キログラム当たり17特別引出権（SDR）を限度とする。
- 4 貨物の運送についての運送人の責任の限度は、責任の上限であり、損害賠償の責任を生じさせた事情のいかんを問わず、これを超えることはできない。
- 5 この議定書は、30番目の批准書が寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる。なお、平成10年6月14日に発効済である。

### 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（先議）

#### 【要 旨】

この協定は、我が国と英国との間で、両国間の人的交流に伴って発生する両国の公的年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを主たる目的とするものであって、従来からの英国側との協議等を踏まえ、2000年（平成12年）2月29日に東京で署名されたものである。この種の協定は、主要先進国の間では近年一般的に締結されるようになってきているが、我が国にとっては、1998年（平成10年）4月20日に東京で署名されたドイツとの社会保障協定（2000年（平成12年）2月1日発効）に次ぐものである。なお、この英国との協定は、保険期間の通算を含まない点でドイツとの協定と異なるが、将来は保険期間の通算についても協定締結の可能性を探ることで両国は一致をみている。

この協定は、前文、本文14箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金及び農林漁業団体職員共済年金に、英国については1992年の社会保障行政法その他この協定に掲げる個々の法律及び命令等について適用する。
- 2 年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。
- 3 2の例外として、一時的に相手国に派遣される被用者の場合には、派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として（ただし、運用上は更に3年までの期間延長を認めることで両国は一致をみている。）自国の法令のみを適用し、一時的に相手国でのみ自営活動をする者もこれと同様に取り扱う。
- 4 両国で同一の期間に別個の就労を行う被用者又は自営業者の場合には、通常居住する方の締約国の法令のみを適用する。
- 5 一定の要件が満たされるときは、2から4までの法令の適用の結果を修正することができる。

- 6 両国の権限のある当局又は実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を無償で提供する。
- 7 権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の適用のために必要な個人に関する情報を、自国の法令等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定等を適用する目的のためにのみ使用する。
- 8 両国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も交渉により解決するよう努め、交渉により解決できない場合には、いずれかの締約国の要請により、個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。
- 9 この協定は、外交上の公文を交換した日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

## 万国郵便連合憲章の第6追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）

### 【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。連合の最高機関である大会議は、通常5年ごとに開催され、連合の組織事項を定める基本的文書である「万国郵便連合憲章」（以下「憲章」という。）等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。1999年（平成11年）8月から9月まで北京で開催された第22回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、憲章の一部改正について定める「万国郵便連合憲章の第6追加議定書」（以下「追加議定書」という。）が作成されたほか、憲章以外の文書で現在有効なもの（1994年（平成6年）にソウルで開催された第21回大会議において作成されたもの）に代わる新たな文書として「万国郵便連合一般規則」（以下「一般規則」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が作成された（同時に「郵便送金業務に関する約定」が作成された。）。

#### 1 追加議定書

この追加議定書は、前文、本文5箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 現行の憲章において条約及びその施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便業務に関する規定のみを内容とするが、これを改め、現行の小包郵便物に関する約定及びその施行規則に規定されている小包郵便業務に関する規定を新たに加える。
- (2) 条約及び連合の約定の施行規則に関する議案は大会議に提出することとなっているが、これを改め、連合の常設機関である郵便業務理事会に直接提出する。

#### 2 一般規則

この一般規則は、前文、本文32箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 連合の常設機関である管理理事会に対し、連合の活動に関する年次報告書を承認する権限に加え、財政運営に関する年次報告書を承認する権限を付与する。
- (2) これまで分担金の滞納国に対する制裁は規定されていなかったが、分担金の滞納額が直前の2会計年度に係る分担金の額以上となった加盟国は、連合への債権の譲渡を行うことができない場合は、滞納金の償還計画を実施しない限り、大会議及び理事会の会合における投票権を自動的に失い、理事会の理事国となる資格も失う。

### 3 条約

この条約は、条約（前文、本文65箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文27箇条及び末文から成る。）から成り、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 追加議定書により、連合の文書に関する憲章の規定が改正されることを受け、現行の小包郵便物に関する約定に定められている事項について、所要の変更を加えた上で条約において規定する。
- (2) 連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を合理的な価格の下で受け取ることができるような普遍的な郵便業務を受け取る権利を享有することを確保するよう加盟国に対して義務付ける。
- (3) 差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物について、名あて郵政庁が受領する到着料（名あて国における通常郵便物の配達に係る費用に対する補償金）の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回る場合には、配達する義務を負わない。
- (4) 世界一律である現行の到着料を改め、各国ごとの通常郵便物の配達に係る費用を考慮した補償方式に移行するまでの措置として、先進国及び開発途上国の分類を導入し、先進国間の郵便については、名あて国における取扱いの費用を反映した料率を設定する。
- (5) 加盟国の政府は、小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れることを防止しかつ処罰するために必要な措置をとる。

なお、追加議定書、一般規則及び条約は、いずれも2001年（平成13年）1月1日に効力を生じ、追加議定書は無期限に、一般規則及び条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

#### 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（先議）

##### 【要 旨】

この約定は、国際郵便送金業務における最近の事情にかんがみ、現行の郵便為替に関する約定、郵便小切手業務に関する約定及び代金引換郵便物に関する約定を統合し、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、更新するものであり、1999年（平成11年）9月15日に、北京で開催された万国郵便連合の第22回大会議において作成された。この約定は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 現行の郵便為替に関する約定においては、通常為替1口にかかる振出料金の最高限度額が定められているが、この約定においては、最高限度額を定める規定は削除し、振出郵政庁が任意に振出料金を定めることができる。また、為替証書に新たな有効期間を与えるための日付認証料の最高限度額を定める規定も削除し、払渡郵政庁が任意に日付認

証料を定めることができる。

- 2 現行の関係郵政庁の間における交換方式（送金にかかる証書、指図等を交換する方式）に加え、関係郵政庁の間の特別の合意があることを前提に、電子回線網による交換も行うことができる。
- 3 振出郵政庁が料金を免除する援助資金の送金については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、手数料を免除することができる。

なお、この約定は、2001年（平成13年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

## 著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（先議）

### 【要 旨】

著作権の国際的保護は、明治19年（1886年）に基本条約として作成された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下「ベルヌ条約」という。）によって図られてきており、我が国は明治32年（1899年）に同条約を締結した。

ベルヌ条約は、著作物の伝達技術の進歩及び社会の変化に対応して累次の改正を経ており、昭和46年（1971年）にはパリ改正条約（以下「ベルヌ条約（パリ改正）」という。）が作成された。その後、デジタル技術及びネットワーク技術の飛躍的進展に伴う新たな状況に対応するため、平成3年（1991年）に世界知的所有権機関において、ベルヌ条約（パリ改正）の改正について検討が開始されたが、約120箇国に達する締約国が全会一致で改正に合意することは困難であった。そこで、ベルヌ条約（パリ改正）とは別個の条約すなわち、ベルヌ条約第20条に規定する「特別の取極」として、この条約が平成8年（1996年）12月20日にジュネーブで採択された。

この条約は、前文及び本文25箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、ベルヌ条約（パリ改正）の著作権に関する規定及び同条約の附属書の規定を遵守する。
- 2 締約国は、この条約に定める保護について、ベルヌ条約（パリ改正）の著作権の保護に関する基本的な規定を準用する。
- 3 コンピュータ・プログラムは、文学的著作物として保護される。
- 4 データその他の素材の選択又は配列によって知的創作物を形成する編集物は、著作物として保護される。
- 5 著作者は、販売その他の譲渡によりその著作物の原作品及び複製物を公衆に供与することを許諾する排他的権利を有する。締約国は、この権利の消尽（著作物が譲受人に適法に譲渡された時点で譲渡権が消滅すること。）の条件を自由に定めることができる。
- 6 コンピュータ・プログラム、映画の著作物及びレコードに収録された著作物の著作者は、その著作物の原作品又は複製物の公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を有する。
- 7 著作者は、有線又は無線の方法によるその著作物の公衆への伝達を許諾する排他的権利を有する。
- 8 締約国は、この条約又はベルヌ条約（パリ改正）に基づく著作者の許諾権の侵害を抑

制するために著作者が用いる技術的手段が回避されることを防止するため、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

- 9 締約国は、この条約又はベルヌ条約（パリ改正）が対象とする権利の侵害につながることを知りながら、権限なく、故意に電磁的な権利管理情報（著作物、著作者及び著作物の利用条件等を特定する情報であって、著作物の複製物に付されるもの等）を除去し又は改変する行為に対し、適当かつ効果的な法的救済について定める。
- 10 締約国は、その総会を設置し、総会は、2年に1回、通常会期として会合する。また、この条約の管理業務は、世界知的所有権機関国際事務局が行う。
- 11 この条約は、30の国の批准書又は加入書が世界知的所有権機関事務局長に寄託された後3箇月で効力を生ずる。

### 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

#### 【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在ナイジェリア日本国大使館の位置の地名をラゴスからアブジャに変更する。
- 2 在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 4 研修員手当の額を改定する。
- 5 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、在ナイジェリア日本国大使館の位置の地名をラゴスからアブジャに変更する部分及び在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設する部分は、政令で定める日から施行する。

### 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

#### 【要 旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、陸上自衛隊の機関として研究本部を置くことができることとし、及び第12師団を第12旅団に改めるとともに、特別警備隊員手当を新設し、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 1 防衛庁設置法の一部改正

第12師団の旅団化等に伴い陸上自衛官の定数を3,879人減員して16万7,383人に、不審船の武装解除・無力化を行うための部隊の新編に伴い海上自衛官の定数を60人増員して4万5,812人に、緊急事態に際しての在外邦人等の輸送態勢の整備のため航空自衛官の定数を30人増員して4万7,266人に、情報本部の機能強化等のため統合幕僚会議に所属する自衛官の定数を125人増員して1,612人とし、全体としての自衛官の定数を3,664人減員して26万2,073人とする。

#### 2 自衛隊法の一部改正

- (1) 陸上自衛隊の機関として研究本部を置くことができることとし、その所掌事務を定めるとともに、学校の所掌事務を改める。

- (2) 即応予備自衛官の員数を517人増員し、4,889人とする。  
 (3) 第12師団を第12旅団（司令部は群馬県相馬原駐屯地）に改編する。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

- (1) 特別警備隊員として政令で定める自衛官には、特別警備隊員手当を支給する。  
 (2) 特別警備隊員手当の支給を受ける自衛官に公務災害補償を行う場合の平均給与額の算定の基礎となる給与に特別警備隊員手当を加える。  
 (3) 防衛庁の職員の給与等に関する法律に定める一定の事項について、政令等の制定又は改廃をするときは、審議会等で政令で定めるもの（防衛人事審議会（仮称））の意見を聴かなければならないこととする。

- 4 本法律は、平成13年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、3 (3)に係る規定は平成13年1月6日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条約 (11件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件	衆	12. 2. 25	12. 5. 15	12. 5. 18 承認	12. 5. 19 承認	12. 4. 18 外務	12. 4. 26 承認	12. 4. 27 承認
2	国際原子力機関憲章第6条の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 8	5. 11 承認	5. 12 承認	4. 13 外務	4. 19 承認	4. 20 承認
3	国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 8	5. 11 承認	5. 12 承認	4. 13 外務	4. 19 承認	4. 20 承認
4	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 8	5. 11 承認	5. 12 承認	4. 13 外務	4. 19 承認	4. 20 承認
5	就業が認められるための最低年齢に関する条約(第138号)の締結について承認を求めるの件	参	2. 25	3. 9	3. 21 承認	3. 22 承認	4. 25 外務	5. 10 承認	5. 11 承認
6	国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 14	5. 22	5. 25 承認	5. 26 承認	4. 18 外務	4. 26 承認	4. 27 承認
7	1955年9月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモンリオール第4議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 14	5. 22	5. 25 承認	5. 26 承認	4. 18 外務	4. 26 承認	4. 27 承認
8	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	3. 14	4. 4	4. 13 承認	4. 14 承認	4. 25 外務	5. 10 承認	5. 11 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
9	万国郵便連合憲章の第6追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件	参	12. 3. 14	12. 3. 23	12. 3. 28 承認	12. 3. 29 承認	12. 5. 9 外務	12. 5. 17 承認	12. 5. 18 承認
10	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 14	3. 23	3. 28 承認	3. 29 承認	5. 9 外務	5. 17 承認	5. 18 承認
11	著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件	〃	3. 14	3. 17	3. 23 承認	3. 24 承認	5. 9 外務	5. 17 承認	5. 18 承認

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※10	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 3. 28	12. 3. 30 可決	12. 3. 31 可決	12. 3. 21 外務	12. 3. 24 可決	12. 3. 24 可決
※18	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4. 24	4. 27 可決	4. 28 可決	4. 12 安全保障	4. 18 可決	4. 20 可決